

## 政府管掌健康保険の事業運営状況

## 1. 適用の適正化

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
適用事業所数 (単位:所)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)	1,515,290 (1.1%)	1,548,534 (2.2%)	1,582,047 (2.2%)
被保険者数 (単位:人)	18,815,485 (0.0%)	18,930,749 (0.6%)	19,156,318 (1.2%)	19,501,172 (1.8%)	19,806,788 (1.6%)

(注1)各計数は、年度末現在。

(注2)括弧内は、対前年度伸び率。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新適事業所数 (単位:所)	52,738 (3.7%)	57,945 (9.9%)	65,010 (12.2%)	78,973 (21.5%)	77,000 (▲2.5%)
全喪事業所数 (単位:所)	58,985 (▲21.9%)	43,915 (▲25.5%)	43,789 (▲0.3%)	40,790 (▲6.8%)	39,596 (▲2.9%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

## (1) 未適用事業所の適用促進

### ① 未適用事業所の適用促進

- ・ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等の活用により未適用事業所を把握し、事業主からの自主的な届出を促すための文書・電話による加入勧奨や、訪問による加入勧奨を実施。
- ・ 一定規模以上の事業所から、順次、呼出や戸別訪問等による重点的な加入指導を実施。
- ・ 重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上の事業所から、立入検査等を実施し、職権による適用を実施。

〈参考〉平成19年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（ ）は前年度の数値

- ・ 適用した事業所数 6, 199事業所（ 8, 459事業所）
- ・ うち職権適用事業所数 73事業所（ 87事業所）

### ② 民間委託の実施

- ・ 未適用事業所の加入勧奨業務について、これまでの市場化テストのモデル事業（17年度5社会保険事務所 → 18年度 104社会保険事務所）の経験も生かしつつ、民間委託（具体的な手法等を民間事業者へあらかじめ示す通常の委託方式）の対象を全国の社会保険事務所へ拡大。

## (2) 適用事業所の事業所調査

### ① 事業所調査の重点化実施

- ・ 労働者派遣業等の業種や短時間就労者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

### ② 効果件数の把握

- ・ 短時間労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的、効果的選定を実施。

〈参考〉平成19年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（ ）は前年度の数値

- ・ 資格関係事業所調査件数 206,652事業所（460,916事業所）
- ・ 適用事業所数に占める割合 12.78% （28.65%）

平成19年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

- 適用した事業所数 **6,199 事業所**  
(うち職権適用 73 事業所)
- 適用した被保険者数 **13,470 人**  
(うち職権適用 483 人)

**未適用事業所数**  
(平成19年度末)

**100,470 事業所**  
(前年度末未適用事業所  
数 97,427 事業所)

2 適用事業所の事業所調査

- 適用した被保険者数 **29,555 人**  
(前年度 62,122 人)

〔資格関係事業所調査件数〕

- 調査件数 **206,652 事業所**  
(※適用事業所数に占める割合 12.78%)

平成19年度 未適用事業所の適用促進の実施内訳について

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 61,163事業所
- 適用促進対象事業所として選定した事業所数 31,866事業所

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指 導 結 果			
		適用に結びついた事業所数	適用に至っていない事業所数	適用済であった事業所数	適用対象外等事業所数
文書・電話による加入勧奨	88,446	1,149	51,313	8,899	27,085
訪問による加入勧奨	39,407	606	24,470	1,643	12,688
呼出による加入指導	1,030	80	879	7	64
戸別訪問等による加入指導	3,583	913	2,315	59	296
職 権 適 用		73	(被保険者数) 483人		
上記以外による適用		3,378			

※ 上記の実施状況は、平成19年度末現在において未適用となっている97,427事業所に対する加入指導等を含む。

3 未適用事業所数(平成20年3月末現在)

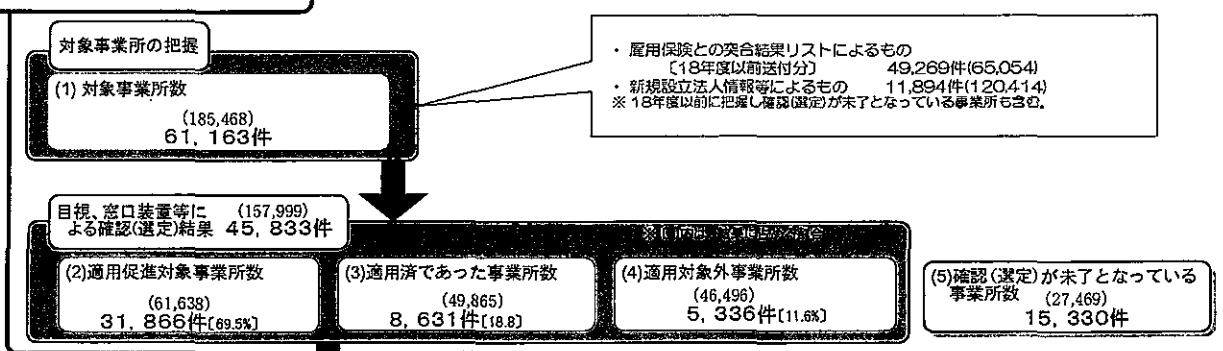
事業所数	従 業 員 規 模				
	5人未満	5人～9人	10人～14人	15人～19人	20人以上
	(81.9%)	(14.0%)	(2.5%)	(0.7%)	(0.8%)
100,470	82,309	14,018	2,558	738	847

\* ( )は構成割合、小数点以下第2位を四捨五入

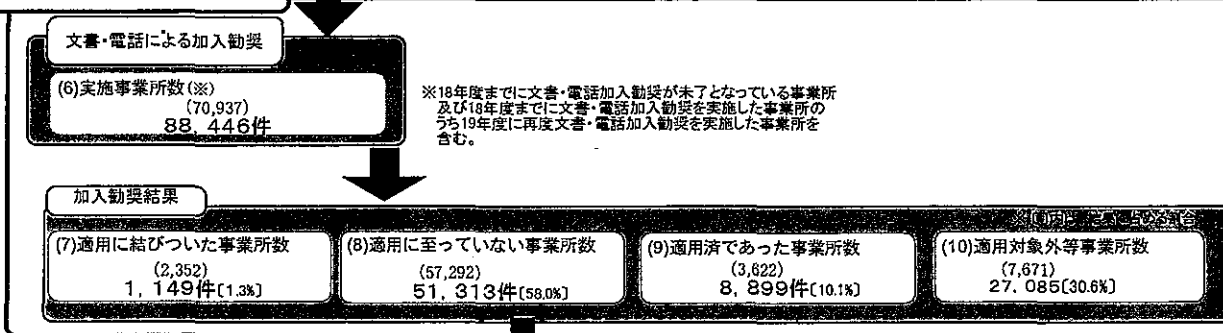
# 平成19年度 未適用事業所の適用促進の実施内訳の詳細

※( )内は、18年度実施状況である。

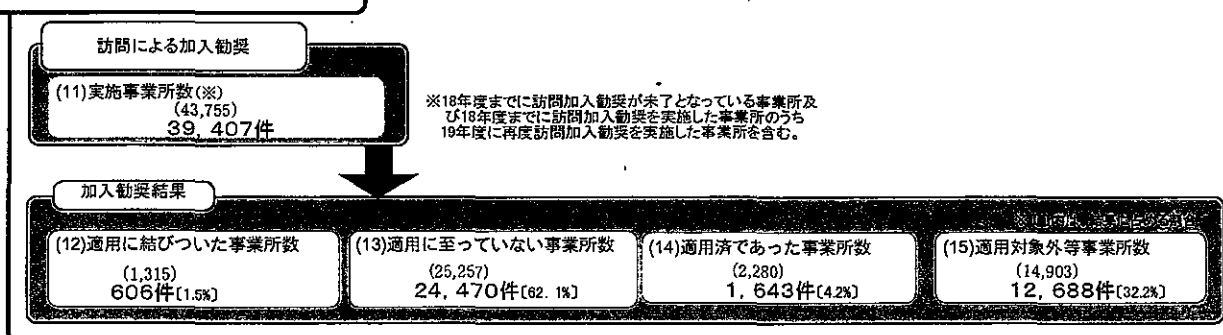
## 1. 適用促進対象事業所の選定

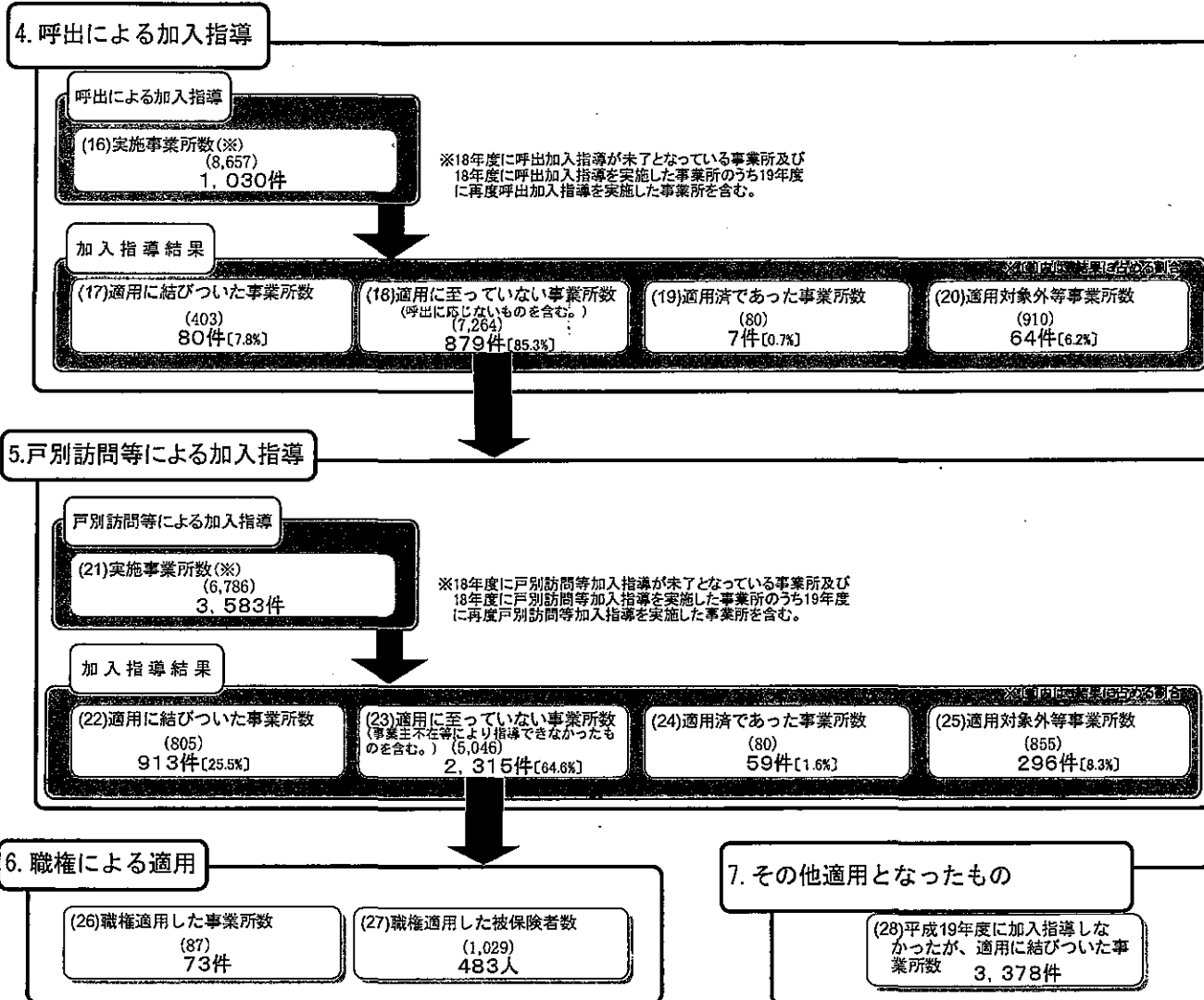


## 2. 文書・電話による加入勧奨



## 3. 訪問による加入勧奨





(注) 平成18年度末現在において未適用となっている事業所(97,427件)に対して、平成19年度における適用促進の結果、計24,480件が適用に至ったこと等により解消され、平成19年度末現在において、引き続き、未適用となっている事業所数は72,947件となっている。

- ・ 適用に至った事業所数 4,180件 (うち職権適用69件)
- ・ 適用対象外等であった事業所数 20,300件

# 平成19年度 適用事業所調査の実施内訳について

〔参考2〕

## 1 資格関係事業所調査の実施結果

(1) 資格関係事業所調査件数 206,652 事業所 (460,916)

〔※適用事業所数に占める割合 12.78%〕

(2) 調査により適用した被保険者数 29,555 人 (62,122)

## 2 調査官総合調査の実施結果

(1) 調査官総合調査件数 185,473 事業所 (388,322)

〔※うち重点調査件数 37,228件〕

### (2) 調査官総合調査の結果

#### ① 資格得喪関係

・ 調査により改善した事業所数 17,139 事業所 (39,019)

・ 調査により改善した被保険者数 67,079 人 (137,249)

#### ② 標準報酬月額関係

・ 調査により改善した事業所数 34,689 事業所 (75,360)

・ 調査により改善した被保険者数 115,138 人 (210,527)

※ ( )は前年度の数値。



## 2. 保険料収入の確保

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
徴収決定済額 (単位:億円)	65,529	66,220	67,091	67,752	69,252
現年度分	63,775	64,666	65,700	66,500	68,030
過年度分	1,753	1,554	1,390	1,252	1,222
収納済額 (単位:億円)	63,741	64,619	65,677	66,404	67,760
現年度分	63,325	64,268	65,361	66,141	67,522
過年度分	416	352	316	263	238
保険料収納率 (単位:%)	97.3	97.6	97.9	98.0	97.8
現年度分	99.3	99.4	99.5	99.5	99.3
過年度分	23.7	22.6	22.7	21.0	19.5

(注1) 徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

(注3) 各計数は四捨五入している。

## (1) 納期内納入の励行指導

- 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進や納期内納入に関する依頼文書について納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導を実施。

〈参考〉口座振替実施率の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口座振替実施率	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%	84.6%

## (2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ① 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。
- ② 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

### (3) 適正な事務処理の徹底

- 滞納整理に当たっては、法令、通知等に基づく事務処理手順等を遵守し、適正な事務処理を徹底。

### 3. 医療費の適正化

#### (1) レセプト点検調査

- 平成19年度においては、引き続き、レセプト情報管理システムを活用し縦覧点検や傷病名に着目した点検を行うなど内容点検調査を効率的かつ効果的に実施し、その結果、内容点検調査における過誤調整の件数については11.4%、金額については7.3%対前年度に比べて増加した。

※「平成19年度のレセプト点検調査の状況」については13頁以降を参照。

#### (2) 診療報酬明細書等の開示

- 平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施

※「平成19年度の診療報酬明細書等の開示状況」については16頁を参照。

## 政府管掌健康保険におけるレセプト点検調査の現状

社会保険事務局事務センターにおいて、医療給付費の返還又は診療報酬請求額の調整を求めたレセプト件数及び金額

(単位:千件・百万円)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
レセプト総件数(一般分)・医療給付費 (単位:千件、億円)		319,000 (▲0.9%)	33,625 (▲7.4%)	323,676 (1.5%)	33,754 (0.4%)	341,511 (5.5%)	35,173 (4.2%)	346,408 (1.4%)	35,326 (0.4%)	357,015 (3.1%)	37,431 (6.0%)
政管健保一般分	資格点検	3,469 (▲0.5%)	46,327 (▲6.5%)	3,705 (6.8%)	47,458 (2.4%)	3,092 (▲16.5%)	41,108 (▲13.4%)	2,820 (▲8.8%)	39,134 (▲4.8%)	2,622 (▲7.0%)	40,284 (2.9%)
	外傷点検	229 (4.1%)	11,447 (▲8.3%)	205 (▲10.5%)	9,703 (▲15.2%)	187 (▲8.8%)	8,876 (▲8.5%)	176 (▲5.9%)	8,466 (▲4.6%)	166 (▲5.7%)	8,068 (▲4.7%)
	内容点検	905 (▲0.3%)	12,791 (1.9%)	1,084 (19.8%)	14,017 (9.6%)	1,222 (12.7%)	15,424 (10.0%)	1,409 (15.3%)	17,052 (10.6%)	1,569 (11.4%)	18,304 (7.3%)
	計	4,603 (▲0.2%)	70,565 (▲5.4%)	4,994 (8.5%)	71,178 (0.9%)	4,501 (▲9.9%)	65,408 (▲8.1%)	4,406 (▲2.1%)	64,652 (▲1.2%)	4,357 (▲1.1%)	66,656 (3.1%)

(注1) 括弧内は、対前年度伸び率

(注2) 端数整理により合計が一致しない場合がある

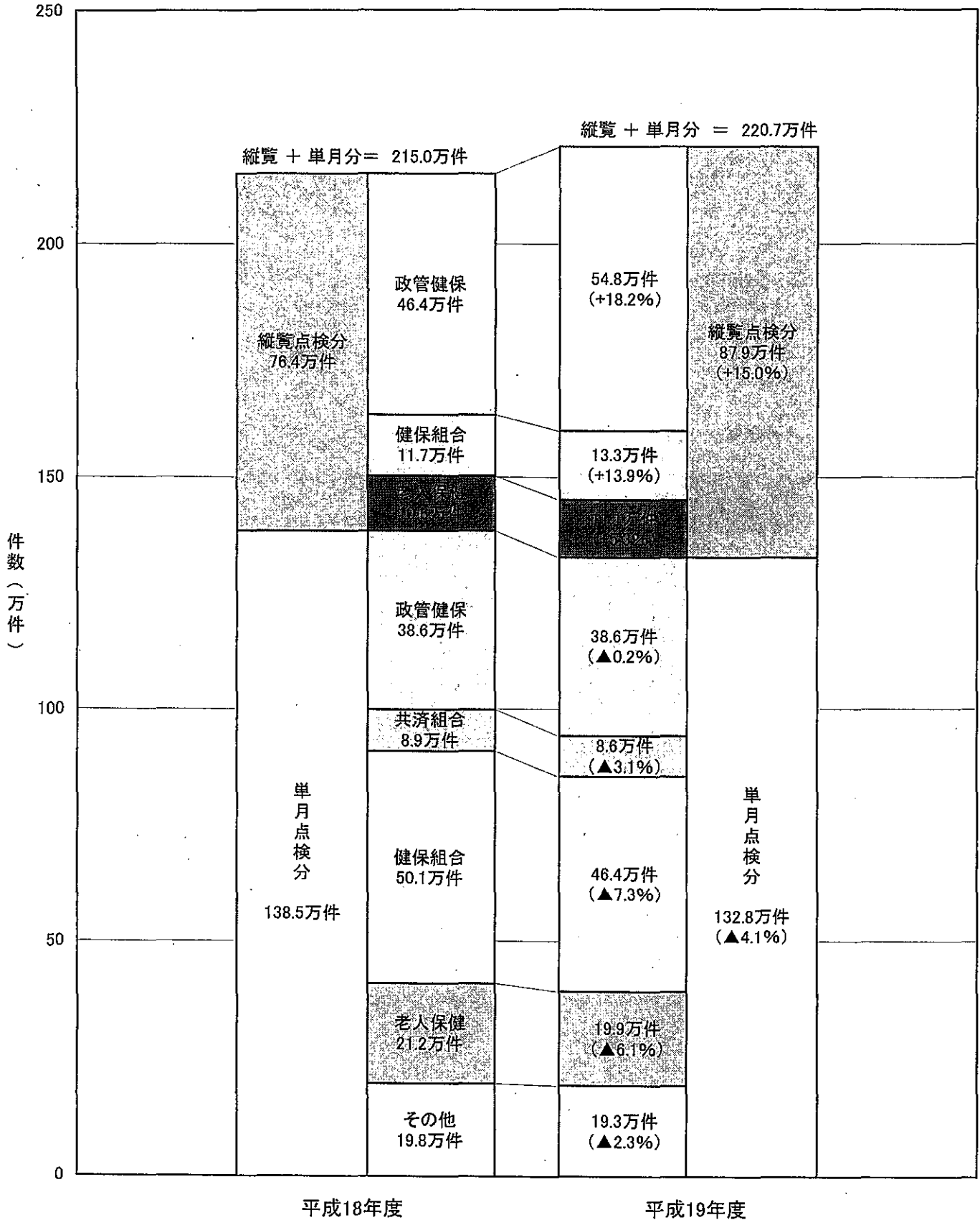
〈参考〉

		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老人分	資格点検	648	24,861	591	22,838	463	18,853	470	19,160	439	18,520
	内容・外傷	364	4,884	339	4,799	312	4,086	305	3,811	322	3,930
	計	1,012	29,745	930	27,637	775	22,939	775	22,971	762	22,450

# 縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定件数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成19年4月審査分～平成20年3月審査分



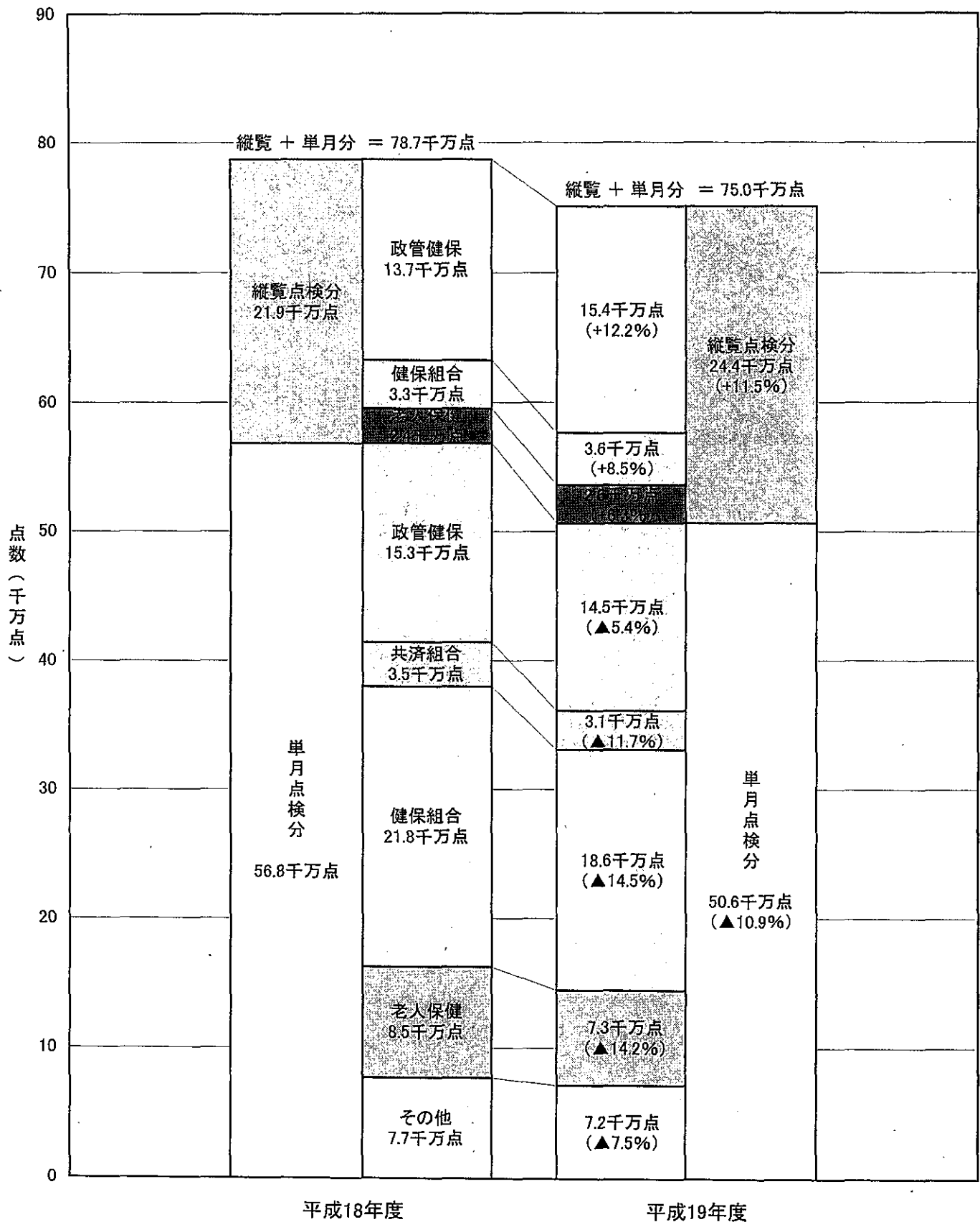
注1 : 平成19年度の( )内の数値は、平成18年度に対する伸び率である。  
 注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典 : 平成20年6月 支払基金理事会資料より

# 縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成19年4月審査分～平成20年3月審査分



注1 : 平成19年度の( )内の数値は、平成18年度に対する伸び率である。

注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典 : 平成20年6月 支払基金理事会資料より

## レセプト開示実施状況 (本人分)

(平成19年4月～平成20年3月末受付)

都道府県	請求者数	請求枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中(注)
北海道	33	883	528	0	0	355	0
青森県	8	75	74	0	0	1	0
岩手県	2	19	16	0	0	3	0
宮城県	16	259	197	0	0	62	0
秋田県	2	40	40	0	0	0	0
山形県	4	58	58	0	0	0	0
福島県	4	33	33	0	0	0	0
茨城県	7	134	101	0	0	33	0
栃木県	3	12	11	0	0	1	0
群馬県	4	45	41	0	0	4	0
埼玉県	16	159	157	0	0	2	0
千葉県	3	36	36	0	0	0	0
東京都	69	1,068	993	0	0	75	0
神奈川県	43	887	471	0	0	416	0
新潟県	2	11	11	0	0	0	0
富山県	5	43	43	0	0	0	0
石川県	6	35	29	0	0	6	0
福井県	2	14	14	0	0	0	0
山梨県	1	1	1	0	0	0	0
長野県	5	19	17	0	0	2	0
岐阜県	5	43	43	0	0	0	0
静岡県	7	94	94	0	0	0	0
愛知県	16	176	173	0	0	3	0
三重県	6	34	33	0	0	1	0
滋賀県	6	16	16	0	0	0	0
京都府	17	151	122	0	0	29	0
大阪府	38	950	578	2	0	370	0
兵庫県	18	306	306	0	0	0	0
奈良県	4	90	65	0	0	25	0
和歌山県	4	20	20	0	0	0	0
鳥取県	1	7	7	0	0	0	0
島根県	1	1	0	1	0	0	0
岡山県	9	271	216	36	0	19	0
広島県	4	10	10	0	0	0	0
山口県	2	60	12	0	0	48	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0
香川県	6	60	60	0	0	0	0
愛媛県	12	165	108	3	0	54	0
高知県	3	13	11	0	0	2	0
福岡県	31	701	700	0	0	1	0
佐賀県	5	39	39	0	0	0	0
長崎県	6	42	42	0	0	0	0
熊本県	3	29	27	0	0	2	0
大分県	4	28	28	0	0	0	0
宮崎県	4	6	6	0	0	0	0
鹿児島県	1	13	13	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0
合計	448	7,156	5,600	42	0	1,514	0

(注1) 保留中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

(注2) 実施状況については平成20年8月14日までに決定したものである。



# レセプト開示実施状況 (遺族分)

(平成19年4月～平成20年3月末受付)

都道府県	依頼者数	依頼枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中(注)
北海道	3	8	8	0	0	0	0
青森県	1	112	70	0	0	42	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	1	5	5	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0
福島県	1	14	14	0	0	0	0
茨城県	2	8	6	0	0	2	0
栃木県	1	4	4	0	0	0	0
群馬県	1	1	1	0	0	0	0
埼玉県	1	16	2	0	0	14	0
千葉県	4	115	63	0	0	52	0
東京都	7	65	35	0	0	30	0
神奈川県	1	5	4	0	0	1	0
新潟県	2	127	127	0	0	0	0
富山県	1	25	24	0	0	1	0
石川県	1	8	8	0	0	0	0
福井県	0	8	8	0	0	0	0
山梨県	1	1	1	0	0	0	0
長野県	2	11	4	0	0	7	0
岐阜県	1	27	27	0	0	0	0
静岡県	1	1	1	0	0	0	0
愛知県	2	31	31	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	8	343	190	0	0	153	0
兵庫県	1	26	26	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	2	2	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	46	46	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	1	8	8	0	0	0	0
高知県	3	36	15	0	0	21	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0
大分県	1	76	76	0	0	0	0
宮崎県	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0
合計	52	1,129	806	0	0	323	0

(注1) 保留中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

(注2) 実施状況については平成20年8月14日までに決定したものである。

## 4. 保健事業

### (1) 生活習慣病予防健診

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
検 査 費 (単位：億円)	434 (▲3.6%)	414 (▲4.6%)	411 (▲0.7%)	418 (1.7%)	457 (9.3%)
一般健診実施者数 (単位：千人)	3,137 (▲2.9%)	3,479 (10.9%)	3,686 (5.9%)	4,010 (8.8%)	4,334 (8.1%)

(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事後指導実施者数 (単位：千人)	451	502	582	654	700

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年度からすべての保険者に対し、40歳以上74歳までの被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられた。

政管健保においては、平成20年4月からの特定健診等の実施に伴い、被保険者については、生活習慣病予防健診を拡充し実施するとともに、被扶養者については、他保険者と共同した集合契約を締結し最寄りの健診機関で受診できるようにすることで健診受診率等向上を図ることとした。

(2) 健康づくり事業

- 一次予防を中心とした健康づくり事業の推進 [平成15年4月～]
  - ・ 生活習慣病の予備軍及びその治療を行っている者に対して、厚生労働省指定運動療法施設において、保健師、健康運動指導士による運動等の生活習慣改善のためのプログラムの作成及び1ヶ月1回程度のフォローアップを原則6ヶ月間にわたり行う。事業の実施に当たっては、必要に応じて健康スポーツ医等の助言を得るよう、医療機関と提携。

一次予防を中心とした健康づくり事業の実施状況

(件)

	健診結果等に基づく実践者		療養計画書に基づく実践者		合 計	
	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ
平成17年度	29,481	354,930	49	107	29,530	355,037
平成18年度	22,575	200,301	107	306	22,682	200,607
平成19年度	14,305	63,779	29	26	14,334	63,805

- ・ 平成19年度からは、政府管掌健康保険の加入者を中心とし、実施に応じた支払とするなど、効率的な事業の実施を図っている。

## 政管健保生活習慣病予防健診の 都道府県別受診率(平成17～19年度)

(単位:%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度
北海道	27.6	28.9	30.6	滋賀	35.0	36.2	36.6
青森	29.1	31.1	35.5	京都	34.5	38.5	39.8
岩手	25.9	26.7	27.7	大阪	16.4	18.0	19.4
宮城	41.6	42.7	43.3	兵庫	25.7	27.0	28.2
秋田	33.1	34.2	34.8	奈良	29.6	30.1	31.2
山形	38.1	38.6	39.7	和歌山	31.5	34.2	35.9
福島	34.5	35.9	38.2	鳥取	25.1	29.3	31.2
茨城	26.3	28.4	30.9	島根	43.8	45.1	46.0
栃木	23.5	29.2	30.8	岡山	30.6	32.2	35.4
群馬	28.3	30.6	32.5	広島	32.8	34.0	35.2
埼玉	22.8	23.7	24.9	山口	33.4	34.3	34.8
千葉	23.7	25.4	27.2	徳島	29.8	30.7	31.7
東京	25.1	27.4	27.8	香川	32.7	33.5	34.0
神奈川	28.3	30.4	33.3	愛媛	30.8	32.4	35.0
新潟	42.6	45.3	47.1	高知	44.3	46.0	47.0
富山	34.3	37.9	41.7	福岡	30.0	33.1	35.7
石川	30.6	33.4	34.6	佐賀	35.3	36.8	38.4
福井	28.2	31.7	33.0	長崎	32.5	34.7	36.6
山梨	42.1	43.8	47.3	熊本	41.5	44.2	45.5
長野	26.3	28.5	31.8	大分	43.8	45.4	46.3
岐阜	28.0	31.6	34.4	宮崎	35.2	36.4	37.9
静岡	27.7	29.8	31.4	鹿児島	25.9	28.0	29.3
愛知	24.9	26.6	28.1	沖縄	42.4	45.0	48.0
三重	41.1	41.9	42.9	合計	29.3	31.2	32.8

注) 受診率=40歳以上の健診受診者数/40歳以上の被保険者数

## (財)社会保険健康事業財団の都道府県別保健師活動状況(H19年度)

都道府県	保健師数				事後指導実績		
	支部保健師	嘱託保健師	健康指導保健師	計	個別相談	集団学習	計
1 北海道	2	12	9	23	22,767	527	23,294
2 青森	2	4	10	16	13,542	855	14,397
3 岩手	1	6	9	16	12,479	677	13,156
4 宮城	2	7	5	14	13,888	397	14,285
5 秋田	1	4	5	10	9,528	1,045	10,573
6 山形	1	7	8	16	13,620	1,469	15,089
7 福島	2	15	3	20	25,526	2,012	27,538
8 茨城	1	4	9	14	12,208	94	12,302
9 栃木	1	5	4	10	10,309	633	10,942
10 群馬	1	2	10	13	8,174	825	8,999
11 埼玉	2	1	16	19	12,946	763	13,709
12 千葉	2	4	15	21	18,205	694	18,899
13 東京	3	3	31	37	22,574	449	23,023
14 神奈川	2	6	12	20	17,927	671	18,598
15 新潟	2	4	10	16	11,959	3,397	15,356
16 富山	1	2	10	13	7,919	143	8,062
17 石川	1	3	8	12	8,189	57	8,246
18 福井	1	2	6	9	8,221	31	8,252
19 山梨	1	4	5	10	6,798	533	7,331
20 長野	2	12	9	23	22,074	2,358	24,432
21 岐阜	1	4	10	15	13,001	2,193	15,194
22 静岡	2	3	12	17	14,478	451	14,929
23 愛知	2	5	15	22	16,241	2,053	18,294
24 三重	2	2	9	13	11,743	507	12,250
25 滋賀	1	6	14	21	12,328	375	12,703
26 京都	2	10	6	18	14,997	918	15,915
27 大阪	2	8	5	15	13,272	1,137	14,409
28 兵庫	2	4	9	15	12,773	586	13,359
29 奈良	1	5	3	9	7,961	0	7,961
30 和歌山	1	8	1	10	9,449	181	9,630
31 鳥取	1	2	9	12	9,748	550	10,298
32 島根	1	6	3	10	12,287	1,530	13,817
33 岡山	2	5	12	19	18,146	1,611	19,757
34 広島	2	9	17	28	22,184	3,169	25,353
35 山口	1	3	11	15	10,510	305	10,815
36 徳島	1	4	2	7	8,564	172	8,736
37 香川	2	10	2	14	17,035	878	17,913
38 愛媛	1	5	1	7	8,921	85	9,006
39 高知	1	4	4	9	10,133	0	10,133
40 福岡	2	15	8	25	26,023	706	26,729
41 佐賀	1	4	8	13	12,917	67	12,984
42 長崎	1	10	5	16	15,792	1,188	16,980
43 熊本	2	6	10	18	16,105	1,732	17,837
44 大分	2	6	8	16	16,070	1,160	17,230
45 宮崎	1	8	9	18	17,474	537	18,011
46 鹿児島	1	9	5	15	12,851	3,438	16,289
47 沖縄	2	7	12	21	15,967	846	16,813
計	71	275	404	750	655,823	44,005	699,828

(注1) 嘱託保健師(雇用契約(月15日~18日稼働))、健康指導保健師(委嘱契約(月6日~14日稼働))

(注2) 事後指導実績については、指導区分「2」・「3」以外の者も含まれている。

# 平成20年度特定健康診査等実施状況について

○平成20年度特定健康診査対象者数等については、全国健康保険協会移行後の受診見込者数を含むものである。

## 1. 平成20年度特定健康診査等実施計画における目標値等

	特定健康診査対象(見込)者数	特定健康診査受診(見込)者数	受診率目標(注1)
被保険者	10,688千人	6,413千人	60%
被扶養者	4,129千人	1,651千人	40%
合計	14,817千人	8,065千人	54.4%

注1)被保険者の受診率目標60%は、事業主健診の20%を含んでいる。

注2)千人未満を四捨五入しているため、合計数が合わないものがある。

## 2. 生活習慣病予防健診実施状況等

	平成20年度生活習慣病予防健診受診見込者数	生活習慣病予防健診受診者数(注1)
被保険者	4,275千人(注2) (638千人)(注3)	934千人 (202千人)(注3)

注1)平成20年6月末時点の受診者数(速報値)。

注2)平成20年度特定健康診査等実施計画における健診受診見込者数。

注3)( )内は35歳以上40歳未満の別掲。

### 【参考】

生活習慣病予防健診受付状況(平成20年8月20日時点)

○35歳以上被保険者の生活習慣病予防健診受付件数 4,016千件

## 3. 特定健康診査(被扶養者)実施状況

	特定健康診査受診券申請書送付件数(注1)	特定健康診査受診券発行件数(平成20年8月20日時点)
被扶養者	3,955千件	809千件

注1)平成20年度当初の特定健診対象者に送付した件数である。